

れている。

1 制定の目的 国鉄においてこれを定めた目的は (1) 国鉄において使用する物品の種類は、概数 100,000 種におよんでおり、その範囲も国鉄における事業が総合的であることから、土木、建築、電気、車両、機器、燃料、医薬品および事務用品等広範囲にわたっている (2) 物品の単位は長さ、重量、体積または個数等その種別が多く、さらにメートル法によるか、尺貫法によるか、あるいは個数を表わすとしても、その物品の形状により個とするか、本とするか、包とするか等枚挙するに過ぎないくらい多岐多様である (3) 物品は国鉄におけるすべての機関において使用されるが、その品名および単位の称呼を統一しないと各機関もしくは各人の任意となり、同一物品の名称および単位が不統一となって、物品の請求量、調達量、配給量または受払残高等をは握するに際して、物量の換算等に時間を徒費すると同時に、物品事務を不正確にし、能率をいちしく低下させるおそれがある (4) 調達区分、運用区分および売却区分等は、品名別に明確となっていることが便利である等の理由によるものであり、品名、単位および調達区分等を明確にし、物品事務の正確と能率の向上を期しているのである。

2 沿革 物品名称鑑はその制定された年代は不詳であるが、〔倉庫物品並数量名称鑑改正(明治 40・7 鉄計倉第 1,966 号)〕および〔物品並数量称呼鑑改正(明治 42・1 達第 56 号)〕等の通達によれば、明治 40 年当時は、倉庫物品ならびに数量名称鑑と称し品名および単位の称呼を鉄道院計理部長の通達をもって定めており、明治 40 年から同 42 年の間に、これを鉄道院総裁達をもって、物品ならびに数量称呼鑑と改名したものとされる。物品ならびに数量称呼鑑の分類は、物品自体の性質により素品、機械器具、資品および雑品に分類し、これを大類別とし、さらにこれを小類別に分類しており、大正 15 年当時の資料によれば約 5,000 点が単独品名として定められていた。昭和 2 年に至り従来の物品ならびに数量称呼鑑を廃止し、昭和 2・3 達第 219 号をもって物品名称鑑を制定し、物品の用途による分類によりこれを体系化した。その後昭和 25・3 総裁達第 100 号をもって調達区分を改正した際に、調達区分を物品名称鑑の付録としてとり入れ、ついで昭和 25・11 総裁達第 639 号をもって、調達区分も物品名称鑑において定めることとした。なお昭和 27 年に至り、従来の類別区分すなわち大類別および小類別を改め、大類別、中類別および小類別とし、物品事務の機械化に備えて各品名に物品番号を付与することとし、昭和 27・11 総裁達第 638 号をもってこれを定め、従来の物品名称鑑は廃止した。この改正の際に、乙種貯蔵品の運用区分および丙種貯蔵品の売却区分も物品名称鑑において定めることとした。

3 体系 物品名称鑑の体系は、前述のとおり大類別、中類別および小類別に類集しているのであるが、物品の分類には、物品自体の性質により区分する方法と、物品の用途により区分する方法とがあるが、物品ならびに数量称呼鑑と称した当時は前者により、昭和 2 年以降は後者によっている。用途による区分とは、同一用途のものを同一グループに分類することであるが、物品の用途は多岐に分れており、同一物品で各種の工事に使用されるもの、あるいは工事用と調度用とに使用されるものもあり、必ずしも用途が単一でないものもあるので、これらのものについては主たる用途によって大類別に区分している。また中類別、小類別および類別のうちには、物品の種類もしくはおもな使用の目的により、それぞれ類別したものもある。たとえば線路用品の建物用品のうち一般用木材類、車両用品の地金類、金属 2 次製品および塗料類のように、大類別で表示した

以外の他の用途に使用されるようなものがこれである。なお物品名称鑑の体系は、次表のとおりである。

なお資材事務の機械化のため、物品のコード化を研究中であり、昭和 33 年度からは物品名称鑑も全面的に改正される予定である。

物品名称鑑の体系 昭和 27 年以降			
(大 類 別)	(中 類 別)	(小 類 別)	
線 路 用 品	軌 道 用 品	レール付属品	レール付属品類
	橋 りょう 用 品	分岐器	分岐器類
	停 車 場 用 品	まくら木	まくら木類
	建 物 用 品	その他軌道用品	その他軌道用品類
車 両 用 品	土 工 用 品	一般用木材	一般用木材類
		その他建物用品	その他建物用品類
		セメント	セメント類
		その他土工用品	その他土工用品類
車 両 用 品	蒸 気 機 関 車	普通鋼棒	普通鋼棒類
	電 氣 機 関 車	普通鋼形	普通鋼形類
	特 殊 機 関 車	普通鋼板	普通鋼板類
	内 燃 動 車	鋼片・鍛材	鋼片・鍛材類
車 両 用 品	電 客 貨 車	鉄	鉄類
	地 金	特殊鋼・ばね	特殊鋼・ばね類
		合金	合金類
		非鉄金属	非鉄金属類
車 両 用 品	金 属 2 次 製 品	その他地金類	その他地金類
		金 属 管	金属管類
		くぎ、ボルト、リベット	くぎ、ボルト、リベット類
		その他金属 2 次製品	その他金属 2 次製品類
車 両 用 品	塗 料 類		
	車 両 用 木 材 類	車 両 用 木 材 類	車 両 用 木 材 類
		車 両 用 合 板	車 両 用 合 板
		タ イ ヤ	タ イ ヤ
自 動 車		鍛 鑄 鋼 品	鍛 鑄 鋼 品
		管 継 手	管 継 手
		織 物 ・ ゴ ム 製 品	織 物 ・ ゴ ム 製 品
		板 ガ ラ ス ・ 鏡	板 ガ ラ ス ・ 鏡
自 動 車 用 品	車 両 部 品	空 気 ブ レ ー キ	空 気 ブ レ ー キ
		計 器 用 品	計 器 用 品
		電 氣 部 品	電 氣 部 品
		内 燃 動 車 用 品	内 燃 動 車 用 品
機 械		ば ね	ば ね
		その他車両部品	その他車両部品類
		自 動 車 タ イ ヤ	自 動 車 タ イ ヤ
		その他自動車用品	その他自動車用品類
船 舶 用 品			
信 号 保 安 用 品	機 械 信 号 用 品		
	電 氣 信 号 保 安 用 品	電 線	電 線
		電 柱	電 柱
		その他電線路用品	その他電線路用品類
電 気 用 品	電 線 路 用 品		
	発 変 電 用 品		
	通 信 用 品		
	電 灯 電 力 用 品		
器 具 備 品	事 務 用 備 品	寝 具	寝 具
	作 業 用 備 品	その他事務用備品	その他事務用備品類
燃 料 及 び 油 脂 類	石 炭	コ ー ク ス	コ ー ク ス
	薪 炭	その他薪炭類	その他薪炭類
		燃 料	燃 料
	油 脂	その他油類	その他油類